

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について



環境省はゼロ・ジャパン株式会社より低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB という）廃棄物に係る無害化処理の認定申請を受け、2025 年 7 月 10 日付けでその告示を行うとともに、申請書等の縦覧について公表しました。（縦覧期間：2025 年 8 月 12 日まで）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。また、環境大臣は、認定の申請があった場合、申請に係る事項等について告示し、申請書等を告示の日から 1 ヶ月間公衆の縦覧に供しなければならないこととされています。

同法の規定により、本認定に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができることとされていることから、当該意見書の募集についても併せて行うことを公表しました。（意見書提出期限：2025 年 8 月 26 日まで）

（申請の概要）

(1)申請者の住所、名称、代表者の氏名

東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 2 号

ゼロ・ジャパン株式会社 代表取締役 安齋 哲也

(2)施設設置場所

- ・新潟県新潟市中央区新光町 4 番 1 ほか

(3)施設の種類

- ・廃 PCB 等の分解施設
- ・PCB 汚染物の洗浄施設

(4)処理を行う廃棄物の種類

- ・廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル（PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの（以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
- ・PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社 PCB 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 7 月 10 日付 環境省報道発表資料](#)

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。

特定建築物における水質検査: <http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

